

参考資料

58 葛飾区防災会議委員名簿

No	種別	職	職名
1	葛飾区災害対策条例第8条2項の区長	会長	葛飾区長
2	同第9条第1号の指定地方行政機関の職員	委員	国土交通省江戸川河川事務所長
3			国土交通省荒川下流河川事務所長
4			国土交通省東京国道事務所長
5	同第9条第2号の陸上自衛隊の自衛官	委員	陸上自衛隊第一普通科連隊第三中隊長
6	同第9条第3号の都知事の部内の職員	委員	建設局第五建設事務所長
7			建設局江東治水事務所長
8			水道局金町浄水管理事務所長
9			水道局東部第二支所長
10			下水道局東部第二下水道事務所長
11	同第9条第4号の警視庁の警察官	委員	警視庁第七方面本部長
12			警視庁葛飾警察署長
13			警視庁亀有警察署長
14	同第9条第5号の区長の部内の職員	委員	葛飾区副区長
15			政策経営部長
16			総務部長
17			地域振興部長
18			危機管理・防災担当部長
19			環境部長
20			福祉部長
21			健康部長
22			都市整備部長
23			同第9条第6号の教育委員会の教育長
24	同第9条第7号の東京消防庁の消防吏員及び消防団の団長	委員	東京消防庁第七消防方面本部長
25			東京消防庁本田消防署長
26			東京消防庁金町消防署長
27			本田消防団長
28			金町消防団長
29	同第9条第8号の指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員	委員	日本貨物鉄道（株）新小岩操駅長
30			東日本旅客鉄道（株）新小岩駅長
31			東日本旅客鉄道（株）金町駅長
32			東日本電信電話（株）東京事業部 東京東支店 支店長
33			東京電力パワーグリッド（株）上野支社 社長
34			東京ガスネットワーク（株）東部導管 事業部 東部計画推進部長
35			京成電鉄（株）京成高砂駅長

資料編（参考資料）

58 葛飾区防災会議委員名簿

No	種別	職	職名
36			日本郵便（株）葛飾郵便局局長
37	同第9条第8号の指定公共機関及び指定 地方公共機関の役員又は職員	委員	北総鉄道（株）新柴又駅務区長
38			首都高速道路（株）東京東局土木保全部長
39			京成タウンバス（株）業務課長
40	同第9条第9号の区議会議員	委員	葛飾区区議会議員
41			葛飾区区議会議員
42			葛飾区区議会議員
43			葛飾区区議会議員
44	同第9条第10号の医療関係団体の代表 者	委員	葛飾区医師会危機管理部理事
45			葛飾区歯科医師会長
46			葛飾区薬剤師会理事
47	同第9条第11号の地域活動関係団体の 代表者	委員	葛飾区自治町会連合会副会長
48			葛飾区自治町会連合会副会長
49			葛飾区婦人団体連合会長
50			かつしか女性会議代表
51			高齢者総合相談センター奥戸所長

59 葛飾区災害対策条例

平成15年3月27日

条例第3号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害予防対策、災害応急対策及び復興対策（以下「災害対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに区民、事業者及び葛飾区（以下「区」という。）の責務を明らかにして必要な体制を確立するとともに、災害対策に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 事業者 区内に事業所若しくは事業所を有するもの又は区内のマンションその他の施設を管理しているものをいう。
- (4) 防災市民組織 区民が自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき自主的に結成した防災のための組織をいう。
- (5) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の行政機関、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第2条第3号から第6号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他災害対策を実施する機関をいう。

（基本理念）

第3条 災害対策は、自助（自らの生命は自らが守るという自己責任の原則をいう。）及び共助（他人を助けることのできる区民が地域で助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守ることをいう。）の理念を持つ区民と公助（行政が区民の安全を確保することをいう。）の役割を果たす区とが連携を図ることを基本として行われるものとする。

（区長の責務）

第4条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、災害対策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び安定並びに区の地域の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する責務を遂行するため、法第42条第1項の規定に基づき葛飾区防災会議が作成した葛飾区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより災害対策を策定し、その推進を図るものとする。
- 3 区長は、地域防災計画の実施に当たっては、国、都並びに関係する特別区及び市町村との連絡調整を行い、並びに区民、防災市民組織、事業者等との連携及び協力に努めるものとする。

（平24条例33・一部改正）

（区民の責務）

第5条 区民は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、自己及びその家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、全ての区民の安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。

資料編（参考資料）

5 9 葛飾区災害対策条例

- (1) 所有する建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保すること。
 - (2) 家具の転倒及び窓ガラスの飛散を防止すること。
 - (3) 火災の発生を防止すること。
 - (4) 初期消火に必要な器具を準備すること。
 - (5) 食糧及び飲料水その他生活用水を確保すること。
 - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに家族との連絡手段を確認すること。
 - (7) 災害に関する情報を収集すること。
- 3 区民は、区、防災関係機関又は防災市民組織が実施する防災訓練、防災に関する研修その他災害対策に関する事業に自発的に参加し、及び協力して、防災行動力（自分たちのまちは自分たちで守るという意識をもって、力を合わせて災害に立ち向かう能力をいう。）の向上に努めるものとする。

（平24条例33・一部改正）

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、区、防災関係機関又は防災市民組織が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員として災害を防止するため、最大の努力を払うものとする。
- 2 事業者は、事業活動を行うに際し災害の拡大を防止するため、事務所又は事業所に来所する者、従業員及び事務所又は事業所の周辺地域における区民（次項において「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めるものとする。
- 3 事業者は、災害時において、事務所若しくは事業所又は管理する施設の周辺地域における災害を最小限にとどめるため、周辺住民に対し災害対策に関する活動を実施するとともに、周辺住民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

第2章 災害対策に関する組織

第1節 葛飾区防災会議

（設置及び所掌事務）

- 第7条 法第16条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、葛飾区防災会議（以下この節において「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平24条例33・一部改正）

（組織）

- 第8条 会議は、会長及び委員55人以内をもって組織する。
- 2 会長は、区長をもって充てる。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任命及び任期）

- 第9条 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命する。
- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 都知事の部内の職員
 - (4) 警視庁の警察官

- (5) 区長の部内の職員
 - (6) 区教育委員会の教育長
 - (7) 東京消防庁の消防吏員及び消防団の団長
 - (8) 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 区議会議員
 - (10) 医療関係団体の代表者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 2 前項第8号から第11号までに掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の委員は、再任されることができる。
(平19条例29・平24条例33・一部改正)

(専門委員)

第10条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる委員の属する機関等の役員、職員、構成員等（以下「委員の属する機関の職員等」という。）及び学識経験を有する者のうちから、区長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平24条例33・一部改正)

(幹事)

第11条 会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員等のうちから、区長が任命する。
- 3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第12条 会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第2節 葛飾区災害対策本部

(設置及び組織)

第13条 法第23条の2第1項の規定に基づき、葛飾区災害対策本部（以下この節において「本部」という。）を置く。

- 2 本部に本部長室及び部を置く。
- 3 部に部長を置く。

(平24条例33・一部改正)

(職務)

第14条 災害対策本部長（以下この節において「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 その他の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置等)

第15条 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下この節において「現地本部」という。）を置くことができる。

- 2 現地本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理する。

資料編（参考資料）

59 葛飾区災害対策条例

（委任）

第16条 前3条に定めるもののほか、本部及び現地本部に関し必要な事項は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める。

第3章 災害予防対策

（防災都市づくりの推進）

第17条 区長は、地域防災計画に基づき、防災都市づくり（災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）等についての耐震性及び耐火性の確保、道路及び橋梁りょうの整備その他都市構造の改善に関する措置をいう。）を推進するものとする。

（情報連絡体制の整備）

第18条 区長は、災害時に備え、災害に関する情報を迅速かつ的確に収集する方法、災害対策本部、防災関係機関、避難所等との連絡に関する方法、災害に関する正確な情報を区民に提供する方法その他の情報の収集及び連絡の体制を整備するものとする。

（避難体制の整備）

第19条 区長は、災害時において、区民が安全に避難し、又は住居の倒壊等により住居での生活が困難となった区民を救援するため、一時（いつとき）集合場所（避難場所又は避難所に避難する前に一時的に集合する場所をいう。）、避難場所（災害から区民を避難させるためにあらかじめ指定する場所をいう。以下同じ。）、避難所（救助を要する被災者に対し、宿泊、給食、医療その他の支援を行う場所をいう。以下同じ。）等の整備に努めるものとする。

（防災知識の普及等）

第20条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めるものとする。

（防災教育）

第21条 区は、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、区民、事業者及び防災市民組織が行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（防災市民組織の活動）

第22条 防災市民組織は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 初期消火活動、救助活動及び救護活動のために必要な資器材（資材及び器材をいう。以下同じ。）を準備すること。
- (2) 定期的に訓練を行い、初期消火活動、救助活動及び救護活動に関する技術を習得し、並びに当該技術の向上に努めること。
- (3) 災害時において、区、防災関係機関及び事業者と協力し、初期消火活動、救助活動、救護活動、避難誘導活動等を行うこと。

（防災市民組織の育成）

第23条 区長は、防災市民組織を育成するため、防災に関する研修の実施その他の必要な支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めるものとする。

2 区長は、防災市民組織の活動を促進するため、防災市民組織における地域防災リーダー（防災市民組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるものとする。

3 区長は、防災市民組織と区内で活動する団体等とが、災害時において効果的な活動を行うためのネットワーク（相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）づくりの促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（ボランティアへの支援）

第24条 区長は、災害時において、ボランティアが被災者に対する支援活動を円滑に行うことができるよう

に、ボランティアに対し、活動拠点の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 区長は、都と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第25条 区長は、都、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に実施しなければならない。

2 前項の防災訓練に参加した者が当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときは、区長が別に定めるところにより補償を行うものとする。

（災害時要支援者に対する施策）

第26条 区長は、災害時において、迅速かつ適切な行動を採ることが困難であるか又は必要な情報を得ることができない高齢者、障害者、外国人その他の支援を要する者（以下「災害時要支援者」という。）の安全の確保に配慮して、災害対策を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、区民、防災市民組織及び事業者の協力を得て、区の地域における災害時要支援者の支援体制を整備するものとする。

第4章 災害応急対策

（応急体制の整備）

第27条 区長は、災害時において、避難活動及び救援活動を円滑に行うため、医療救護体制その他の必要な体制を確立し、必要な物資及び資器材を備蓄し、並びに防災に関する施設及び設備の整備に努めるものとする。

（他の地方公共団体等への協力要請の方法）

第28条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ他の地方公共団体、民間団体等に対し災害対策への協力を要請する方法を確立するものとする。

（避難路の確保及び避難誘導の方法）

第29条 区長は、都と連携を図りつつ、協力して災害時において区民が避難場所及び避難所に安全に避難するため必要な避難橋その他の避難路の確保に努めなければならない。

2 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、区民に周知しなければならない。

（帰宅困難者の事前準備等）

第30条 事務所若しくは事業所に通勤し、又は学校に通学する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、災害時において、安全に帰宅することができるようにするため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うように努めるものとする。

2 区長は、災害時において、帰宅困難者が安全に帰宅することができるようにするため、あらかじめ他の特別区その他の地方公共団体と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めるものとする。

第5章 復興対策

（復興対策）

第31条 区長は、災害により重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等と連携し、及び区民と力を合わせ、総力を挙げて復興を図るものとする。

2 区長は、復興を円滑に行うため、あらかじめ復興対策を講ずるものとする

第6章 雑 則

（委任）

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

資料編（参考資料）

59 葛飾区災害対策条例

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（葛飾区防災会議条例の廃止）
- 2 葛飾区防災会議条例（昭和38年葛飾区条例第15号）は廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の葛飾区防災会議条例（以下「旧条例」という。）第3条第5項の規定により区長が任命し、又は委嘱した委員で施行日後にその任期が満了するものは、施行日において第9条第1項の規定により区長が任命したものとみなす。
- 4 第9条第2項の規定にかかわらず、前項に規定する委員の任期は、旧条例第3条第5項の規定により任命し、又は委嘱した期間とする。
- 5 旧条例第5条第2項の規定により区長が任命し、又は委嘱した幹事は、施行日において第11条第2項の規定により区長が任命したものとみなす。
（葛飾区災害対策本部条例の廃止）
- 6 葛飾区災害対策本部条例（昭和38年葛飾区条例第16号）は、廃止する。

付 則（平成19年6月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第9条第1項の規定により区長が委員に任命している郵便局の職員は、施行日に改正後の第9条第1項の規定により区長が委員に任命したものとみなす。

付 則（平成24年10月18日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

60 葛飾区災害対策本部に関する規則

平成15年5月30日

規則第54号

（趣旨）

第1条 この規則は、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、葛飾区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部長室の所掌事務）

第2条 本部長室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及びその廃止に関すること。
- (2) 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置及び廃止に関すること。
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 災害に係る東京都（以下「都」という。）に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (5) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する報告及び同法に基づく救助の着手に関すること。
- (7) 都及び他の特別区との相互応援に関すること。
- (8) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法等に規定する公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の組織）

第3条 本部長室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第4条 副本部長は、葛飾区副区長（以下「副区長」という。）をもって充てる。

（平19規則8・平21規則42・平29規則48・一部改正）

（本部長の職務の代理）

第5条 条例第14条第2項の規定により本部長の職務を代理する副本部長は、地域振興部を担任する副区長をもって充てる副本部長とし、当該副本部長に事故があるときは、地域振興部を担任する副区長以外の副区長をもって充てる副本部長がその職務を代理する。

2 本部長及び副本部長にともに事故があるときは、本部員のうちから本部長があらかじめ指名する者が本部長の職務を代理する。

（平29規則48・追加）

（本部員）

第6条 本部員は、葛飾区教育委員会教育長、参事又は専門参事の職層にある者（主に課長の職務に従事する者を除く。）をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者のうちから本部員を任命することができる。

- (1) 本田消防署長
- (2) 金町消防署長
- (3) 前2号に掲げる者が指名する消防吏員
- (4) 葛飾区（以下「区」という。）の職員

（平28規則38・一部改正、平29規則48・旧第5条繰下・一部改正、平30規則19・一部改正）

資料編（参考資料）

60 葛飾区災害対策本部に関する規則

（部）

第7条 部の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部の編成に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（平29規則48・旧第6条繰下）

（現地本部の所掌事務）

第8条 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害地の被害及び復旧の状況に関する情報を収集すること。
- (2) 本部及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に規定する災害派遣の要請に関し、本部に意見を述べること。
- (4) 本部長の指示に基づく災害地の災害応急対策の推進に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、緊急を要する災害地の災害応急対策の実施に関すること。

（平29規則48・旧第7条繰下）

（本部の職員の職責）

第9条 本部の職員は、葛飾区組織規則(昭和40年葛飾区規則第4号)その他の規程に定める職務権限に基づき本部の事務を処理する。ただし、本部長が特に定めるときは、この限りでない。

（平29規則48・旧第8条繰下）

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

（平29規則48・旧第9条繰下）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

（葛飾区災害対策本部条例施行規則の廃止）

2 葛飾区災害対策本部条例施行規則（昭和40年葛飾区規則第21号）は、廃止する。

別表（第6条関係）

（略）

（趣旨）

6 1 葛飾区災害対策本部運営要綱

第1章 総 則

第1 趣旨

この要綱は、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号）及び葛飾区災害対策本部に関する規則（平成15年葛飾区規則第54号。以下「規則」という。）に基づき、葛飾区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第2章 本部の設置及び廃止

第1 本部の設置

- 1 区長は、区内に災害が発生し又はそのおそれがある場合において、第3章の非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。
- 2 部長の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理・防災担当部長に本部の設置を要請することができる。
- 3 危機管理・防災担当部長は、2の要請があった場合、又は本部を設置する必要があると認められた場合は、規則第5条の本部員の職に充てられている者を召集して協議のうえ、本部の設置を区長に申請しなければならない。
- 4 危機管理・防災担当部長は、非常事態の場合にあつて、3により協議することができないときは、直ちに本部の設置を区長に申請しなければならない。
- 5 区長と連絡がとれないときは、次の順位で本部の設置を専決する。
 - (1) 副区長
 - (2) 危機管理・防災担当部長
 - (3) 総務部長
 - (4) 政策経営部長
 - (5) 地域振興部長
 - (6) 都市整備部長

第2 本部の設置の通知等

- 1 危機管理・防災担当部長は、本部が設置されたときは直ちに、次に掲げる者のうち必要と認められた者に本部の設置を通知しなければならない。
 - (1) 部長
 - (2) 都知事
 - (3) 防災関係機関の長
 - (4) 防災会議委員
- 2 広報課長は、本部設置の通知があつたときは直ちに、報道機関に発表しなければならない。
- 3 部長は、1の通知を受けたときは、所属職員に周知徹底させなければならない。

第3 本部標示の提出

本部が設置された場合は、庁議室及び1階正面入口に「葛飾区災害対策本部」の看板を掲示する。

第4 本部の廃止

- 1 部長は、区内に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。
- 2 本部の廃止の通知等は、第2に準じて処理する。

第3章 本部の非常配備態勢

第1 非常配備態勢の種別

資料編（参考資料）

6 1 葛飾区災害対策本部運営要綱

1 第1非常配備態勢

(1) 時期

第1非常配備態勢は、事態が切迫し区内の数地域で災害の発生が予想される場合、区内の数地域で災害が発生した場合その他本部長が必要があると認めたときにその指令を発する。

(2) 態勢

第1非常配備態勢は、災害対策本部要員の一部を動員して区内数地域の災害に直ちに対処する態勢とする。

2 第2非常配備態勢

(1) 時期

第2非常配備態勢は、災害が拡大し第1非常配備態勢では対処できない場合その他本部長が必要があると認めたときにその指令を発する。

(2) 態勢

第2非常配備態勢は、災害対策本部要員の全員を動員して災害に対処する態勢とする。

3 大地震の非常配備態勢

本部長は大地震による災害が発生したときは、直ちに第2非常配備態勢の指令を発し、災害に対処するものとする。

第2 非常配備態勢の特例

1 本部長は、全ての部課班により災害に対処する必要がないと認めたときは、特定の部課班に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部課班に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

2 休日、夜間等の勤務時間外に、震度5弱の地震が発生した場合の非常配備態勢は、別に定める。

3 休日、夜間等の勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日において発生し、又は発生するおそれのある災害に即応するための災害警戒態勢は、別に定める。

第3 非常配備態勢に基づく措置

1 部長は、あらかじめ部の課班が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、1の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

第4章 職員の配置及び服務

第1 職員の配置

1 部長は、あらかじめ、部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に配置すべき職員を指定し、必要な名簿を備えておかなければならない。

2 部長は、あらかじめ、第1号様式により、非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、区長に報告するとともに、所属職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

3 部長は、あらかじめ、職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

4 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

(1) 動員表に基づき、職員を所定の部課班に配置すること。

(2) 動員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。

(3) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

第2 職員の服務

1 本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。
 - (5) 非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。
なお、休日、夜間等勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したときは、指令、連絡の有無にかかわらず、自発的に参集すること。
 - (6) 参集した職員は、遅滞なく上司に届け出ること。
- 2 本部の職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないように厳に注意しなければならない。

第5章 本部連絡員

第1 本部連絡員の職務等

- 1 本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を推進するため、部ごとに本部連絡員を置く。
- 2 部長は、あらかじめ部所属の職員のうちから、複数の本部連絡員を指名し、第2号様式により区長に報告しなければならない。
- 3 本部連絡員は、本部が設置されている間交替で勤務し、部長の指示がなければ退庁することができない。
- 4 本部連絡員は勤務を交替したときは直ちに、部長に報告しなければならない。

第2 本部連絡員の召集

危機管理・防災担当部長は、本部長室が開設されたとき又は部相互間の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、本部長室又は指定した場所に本部連絡員を召集することができる。

第6章 本部長室の開設

第1 本部長室の開設準備

危機管理・防災担当部長は、本部が設置されたときは直ちに本部長室の用に供するための庁議室及び7階会議室の使用を停止又は禁止し、本部長室等の開設に必要な通信その他の施設の整備をしなければならない。

第2 本部長室の開設

- 1 本部長は、原則として第1非常配備態勢を発令したときは、規則第3条の本部長室の構成員を召集するものとする。
- 2 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、規則第5条第2項の本部員を指名するものとする。
- 3 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

第7章 本部長室の議事

第1 付議事項

本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び葛飾区地域防災計画に定める報告事項とする。

第2 付議手続

- 1 部長は、その所管に係る事務について本部長室に付議すべき事項が生じたときは、審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日の午前11時までに付議しなければならない。
- 2 前項の付議事項は、当該部の本部連絡員が防災課長と協議して本部長室に提案しなければならない。
- 3 部長は、付議事項について特に必要があると認めるときは、適当と認める説明者を出席させることを求

資料編（参考資料）

6 1 葛飾区災害対策本部運営要綱

めることができる。

- 4 部長は、本部長室に付議する事項については、必要な資料を提出しなければならない。
- 5 本部長室に対する措置の要請及び被害状況等の報告要領は、葛飾区地域防災計画の定めるところによる。

第3 議事の伝達

- 1 防災課長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち必要と認めた事項について、危機管理・防災担当部長の確認を得たうえで、本部連絡員に伝達しなければならない。
- 2 本部連絡員は、1により伝達された事項を部に伝達しなければならない。
- 3 危機管理・防災担当部長は、伝達事項のうち必要と認めたものを庁内放送させなければならない。
- 4 広報課長は、2により発表された事項のうち必要と認めたものを報道機関に発表しなければならない。

第4 付議手続の特例

本部長室の開設前の付議事項は、防災課を経由して処理しなければならない。

第8章 本部の財務等

第1 費用の内部負担区分

部の分掌事務の遂行に要した消耗品等の事務費用は、当該部が負担するものとする。

なお、総務部が調達した物品、資器材及び食糧等に関する費用は、当該調達、供給に要した事務費を除き、総務部が負担するものとする。

第2 予算手続

- 1 部長は、第1により部が負担する費用について、予算額に不足が生じようとするとき又は予算措置が講ぜられていないときは、直ちに政策経営部長の指示を受けなければならない。
- 2 政策経営部長は、本部が設置されたとき又は1により指示を求められたときは、すみやかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示をしなければならない。
- 3 財政課は、部の分掌事務が迅速・円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し、及び協力しなければならない。

第3 調達手続

- 1 物資等の調達は、契約課が契約事務を処理するものとする。
- 2 契約課は、部の分掌事務が迅速・円滑に遂行できるよう調達事務について指導し、及び協力しなければならない。

第9章 災害対策の実施

防災関係機関が実施する災害対策は、この要綱に定めるもののほか葛飾区地域防災計画の定めるところによる。

第10章 被服及び標識

本部の被服及び標識については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行するし、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

資料編（参考資料）

6 1 葛飾区災害対策本部運営要綱

別記第 1 号様式

非常配備態勢動員表

部

通常の行政組織における職名	本部組織における職名	氏名	電話	住所

- (注) 1. 自宅に電話がない場合は、必ず呼び出し電話を記入のこと。
2. 各人ごとに自宅付近の案内図を添付すること。

第2号様式

本部連絡員の報告

部（ 課）

態勢別 班 別	第1非常 配備態勢	第2非常 配備態勢			
小 計		()			
合 計		()			

- (注) 1. 班別に本部組織に対応する通常の行政組織に所属する職員の氏名を記入すること。
 2. 班の末尾に小計、()内は累計を記入すること。
 3. この職員表は職員異動の都度地域振興部防災課に提出すること。

資料編（参考資料）

6 2 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

6 2 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「葛飾区地域防災計画」の見直しを実施するため、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号）第11条の規定に基づき、葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会（以下「幹事会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長は、葛飾区危機管理・防災担当部長の職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、葛飾区地域振興部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、防災会議委員の属する機関の職員及び学識経験を有する者のうち別表に掲げる者をもって充てる。

（職務）

第3条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（所掌事項）

第4条 幹事会は、葛飾区地域防災計画の見直しに関する防災会議の審議事項について、事前の検討及び調整を行う。

（会議）

第5条 幹事会は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

（防災会議への報告）

第6条 幹事会の検討結果は、防災会議に報告するものとする。

（設置期間）

第7条 幹事会の設置期間は、葛飾区地域防災計画の見直しが終了する時までとする。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、地域振興部危機管理課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成7年3月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年2月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

付 則

6 2 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

別表（第2条関係）

役職	機関名	職名
幹事長	葛飾区危機管理・防災担当部長	
副幹事長	葛飾区地域振興部危機管理課長	
幹事	国土交通省江戸川河川事務所	地域防災調整官
〃	国土交通省荒川下流河川事務所	地域防災調整官
〃	国土交通省東京国道事務所	防災情報課長
〃	国土交通省首都国道事務所	管理課長
〃	日本郵便株式会社 葛飾郵便局	総務部長
〃	陸上自衛隊第一普通科連隊 第3中隊	小隊長
〃	建設局第五建設事務所	副所長兼庶務課長
〃	建設局江東治水事務所	副所長兼庶務課長
〃	水道局金町浄水管理事務所	事務所長兼庶務課長事務取扱
〃	水道局東部第二支所	配水課長
〃	水道局葛飾営業所	営業所長
〃	下水道局東部第二下水道事務所	庶務課長
〃	葛飾警察署	警備課長
〃	亀有警察署	警備課長
〃	本田消防署	災害対策調整担当課長
〃	金町消防署	警防課長
〃	本田消防団	副団長
〃	金町消防団	副団長
〃	J R 東日本（株）新小岩駅	駅長
〃	J R 東日本（株）金町駅	駅長
〃	株式会社N T T 東日本-南関東 東京事業部 東京東支店	設備部長
〃	東京電力パワーグリッド（株）上野支社 企画 統括グループ	地域担当次長
〃	東京ガスネットワーク（株）東京東支店	広報担当課長
〃	京成電鉄（株）京成高砂駅	駅長
〃	北総鉄道（株）	新柴又駅務区長
〃	首都高速道路（株）東東京管理局	保全管理課危機管理担当課長
〃	京成タウンバス（株）	営業部営業課課長補佐
〃	葛飾区医師会	危機管理部理事
〃	葛飾区医師会	危機管理部副会長
〃	葛飾区歯科医師会	副会長

資料編（参考資料）

6 2 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱

役職	機関名	職名
〃	葛飾区薬剤師会	理事
〃	葛飾区自治町会連合会	自治町会長
〃	葛飾区自治町会連合会	自治町会長
〃	女性団体代表（かつしか女性会議）	かつしか女性会議選出
〃	高齢者福祉施設代表（仁生会）	総務課長
〃	葛飾区社会福祉協議会	ボランティア・地域貢献活動センター課長
〃	葛飾区民生委員児童委員協議会	会長
〃	葛飾区総務部総務課	課長
〃	葛飾区地域振興部地域振興課	課長
〃	葛飾区地域振興部地域防災課	課長
〃	葛飾区地域振興部生活安全課	課長
〃	葛飾区環境部環境課	課長
〃	葛飾区福祉部福祉管理課	課長
〃	葛飾区健康部地域保健課	課長
〃	葛飾区都市整備部調整課	課長

63 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

63 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

（職員の範囲）

第1 この要綱で給食の対象となる本部の職員（以下「職員」という。）とは次に定める者をいう。

- (1) 本部長室、部に属する職員
 - (2) (1)に定める者のほか、総務部長において前項の職員に準じて給食することを相当と認める者
- （給食の準備）

第2 職員に対する給食の基準は次のとおりとする。

朝食	}	一食につき総務部長が定める金額の範囲内
昼食		
夕食		

（契約及び給食の方法）

第3 契約の方法、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、次の区分により各業者と単価契約で処理する。

- (1) 職員のうち、葛飾区組織規則（昭和40年3月葛飾区規則第4号）に定める区役所に勤務する職員については、総務部において区役所庁舎内食堂及び総務部長の指定する業者と契約し、業者をして職員に食事を提供させる。
- (2) 職員のうち前項の規則に定める出先機関の所在地に勤務する職員については、総務部において当該機関の所在付近の業者と契約し、業者をして職員に食事を提供させる。
- (3) 総務部長が、職員に対して別紙第1号様式による食券を発行し、その食券により業者から食券相当額の食事を提供させるものとする。
- (4) 状況により前(1)及び(2)により給食することができないときは、総務部長は職員に対し備蓄食糧、その他を給食するものとする。

（報告）

第4 各部長は当該部所属の職員については、別紙第2号様式により総務部長に給食要員を報告し、食券又は食品の交付を受けること。

- (2) 前項の報告書は、災害の都度提出するものとする。

（経費）

第5 本要綱に基づく給食の所要経費は、総務部で処理する。

（食券の受払）

第6 各部長は、別紙第3号様式の食券受払簿によって食券の受払を明確にしなければならない。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

資料編（参考資料）

63 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

第1号様式

			No. _____
食	券	¥	
(災害対策職員用)			
使	用	区	分 _____
使	用	月	日 令和 年 月 日
総務部長 氏 名			印

- 備考(1) 使用区分は朝、昼、夕を明記すること。
(2) 使用月日は発行月日とする。

63 葛飾区災害対策本部の業務に従事した職員に対する給食要綱

第2号様式

年 月 日

災害対策本部

総務部長

殿

部 長 名

給食要員を下記のとおり報告します。

記

区分 部課班名	人 員				摘 要
	朝食	昼食	夕食	計	
合 計					

第3号様式

食 券 受 払 簿

月日	受入	支出	残高	受領者氏名印

資料編（参考資料）

6 4 葛飾区立学校教職員の災害対応事務従事に関する要綱

6 4 葛飾区立学校教職員の災害対応事務従事に関する要綱

令和2年6月23日
2 葛教教第282号
教育長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づく災害応急対策の実施に当たり、葛飾区立学校の学校教職員の災害対応事務従事に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 学校 葛飾区立小学校及び葛飾区立中学校をいう。
- (3) 学校教職員 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。
- (4) 学校避難所 法第42条及び第110条の規定により定める葛飾区地域防災計画に基づき、学校に設置される避難所をいう。

（学校避難所の管理運営）

第3条 教育委員会は、法第23条の2第6項により災害対策本部長の教育委員会に対する学校避難所の開設指示があったときは、施設管理者として学校長を参集させることができる。

2 学校長は、学校避難所としての施設の管理及び運営のため学校教職員（学校長を除く。以下この条において同じ。）を参集させることができる。

3 学校教職員は、学校長の指揮監督の下、児童・生徒の安全確保に支障のない範囲において学校避難所運営業務（以下単に「業務」という。）に協力するものとする。

（地震発生時の参集）

第4条 学校教職員は、所属する学校において勤務していない場合で、区の属する地域内で震度5強以上の地震を観測したときは、家族及び自宅の安全を確認の上、所属する学校に自発的に参集するものとする。

2 学校長は、毎年度当初に、学校教職員の非常配備態勢及び参集方法について定めるものとする。

（身分）

第5条 学校教職員が業務に従事する場合は、正規の勤務時間以外の時間にあっても、学校教職員としての身分の変更は生じないものとする。

（勤務時間等）

第6条 学校教職員が、正規の勤務時間内に業務に従事した場合は、正規の勤務時間内に勤務したものとみなす。

2 学校教職員が、業務の円滑な従事のために平常時（週休日等を含む。）に防災訓練又は防災関係団体の協議会、連絡会等に校務として参加する場合は、正規の勤務の一環として取り扱うことができる。

（手当）

第7条 業務に従事した学校教職員に対する手当については、東京都の定める関係規定による。

6 4 葛飾区立学校教職員の災害対応事務従事に関する要綱

（公務災害補償）

第 8 条 学校教職員が、業務に従事した場合又は第 6 条第 2 項により正規の勤務の一環として参加した場合の公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。）に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。

（教育活動の再開準備）

第 9 条 学校教職員は、町会、自治会等への業務の引継ぎが可能となったときは、教育活動の再開の準備に努めるものとする。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。

（大震災時における学校教職員の避難所業務従事等取扱要綱の廃止）

2 大震災時における学校教職員の避難所業務従事等取扱要綱（平成 10 年 9 月 11 日付け 10 葛教庶第 136 号）は廃止する。

付則

この要綱は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

資料編（参考資料）

65 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱

65 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、災害時の医療救護活動の円滑な運営態勢の確立を図るため「災害時の医療救護活動についての協定書」（昭和52年2月1日協定）第13条の規定に基づき、葛飾区災害医療運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）の設置及び運営に関する基本的事項について定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 運営連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (3) 傷病者等の搬送に関すること。
- (4) 合同訓練に関すること。
- (5) 医薬品等の備蓄に関すること。
- (6) その他運営連絡会が必要と認めること。

（構 成）

第3条 運営連絡会は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条の規定により、委嘱され、又は任命されたもので、当該職又は地位により任命されたものが当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（会 長）

第5条 運営連絡会に会長を置き、会長は副区長をもって充てる。

2 会長は、運営連絡会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

（会 議）

第6条 会長は、必要に応じて運営連絡会を招集し、会議を主宰する。

（代 理）

第7条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

2 会長及び委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

（事務局）

第8条 運営連絡会の事務局は、健康部地域保健課に置く。

（補 則）

第9条 本要綱に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、運営連絡会で定める。

（付 則）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成11年8月5日から施行する。

（付 則）

65 葛飾区災害医療運営連絡会設置要綱

この要綱は、平成17年9月2日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

別表（第3条関係）

災害医療コーディネーター（保健所長を除く）	2名以内
災害歯科医療コーディネーター	1名
災害薬事コーディネーター	1名
災害病院薬事コーディネーター	1名
災害柔整リーダー	1名
葛飾区医師会の会員	7名以内
葛飾区歯科医師会の会員	2名以内
葛飾区薬剤師会の会員	2名以内
東京都柔道整復師会葛飾支部の会員	1名
区内警察署の職員	2名以内
区内消防署の職員	2名以内
葛飾区健康部長	1名
葛飾区健康部次長	1名
葛飾区危機管理・防災担当部長	1名
葛飾区地域振興部危機管理課長	1名

資料編（参考資料）

66 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

66 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

平成10年5月15日
10葛飾防第46号区長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、葛飾区災害対策条例（平成15年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定による防災市民組織の育成に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「防災市民組織」とは、条例第2条第4号に定める区民が自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき、自治町会を母体に自主的に結成した防災のための組織をいう。

（組織結成の届出）

第3条 防災市民組織を結成した場合には、あらかじめ防災市民組織結成届（第1号様式）に防災市民組織編成表（第2号様式）又は区長が必要と認める書類を添えて、区長に届け出るものとする。

2 前項の届出をした組織で、組織の変更又は代表者に異動があった防災市民組織は、防災市民組織変更届（第5号様式）に防災市民組織編成表又は区長が必要と認める書類を添えて、届け出るものとする。

（組織の活動事項）

第4条 防災市民組織は、条例第22条各号に掲げるもののほか、次に掲げる災害による被害を軽減し、及び防止するための平常時の予防活動並びに災害時の応急活動を行うものとする。

(1) 平常時

- ア 防災意識の普及及び高揚
- イ 出荷防止の徹底
- ウ 初期消火、応急救出・救護、炊き出し、情報伝達の各種防災訓練の実施
- エ 防災資器材の備蓄及び保守管理

(2) 発災時

- ア 災害防止広報の実施
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 町内の秩序維持
- エ 避難指示の伝達
- オ 避難場所における秩序維持の協力及び各種連絡広報
- カ 出火防止及び出火警戒
- キ 初期消火活動
- ク 延焼拡大防止活動
- ケ 災害時要支援者を含む避難及び誘導
- コ 救援物資の配分及び炊き出し活動
- サ 救出・救護及び負傷者の応急手当
- シ その他災害応急対策業務

（育成指導の基本方針）

第5条 防災市民組織の育成及び指導に当たっては、住民の防災知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって組織の円滑な活動に資することを基本方針とする。

（育成指導機関）

第6条 防災市民組織の育成及び指導は、葛飾区が主体となり、警察署及び消防署の協力を得て行う。

（資器材の助成）

第7条 区長は、防災市民組織の活動の充実を図るため、予算の範囲内において、防災資器材（以下「資器

66 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

材」という。)の助成を行う。

2 前項の規定による助成は、各防災市民組織を結成している自治町会（以下単に「自治町会」という。）で構成する19の地区の自治町会連合会（以下単に「自治町会連合会」という。）に対して行う。

（助成の基準）

第8条 資器材の助成は、1の地区の自治町会連合会当たり、10万円に次に掲げる額を加えた額を限度として行う。

- (1) 当該地区に属する自治町会の数に4,000円を乗じて得た額
- (2) 当該地区に属する世帯の数に12円を乗じて得た額

2 前項の規定により計算した助成の限度額に1万円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

（資器材の選定）

第9条 助成する資器材は、組織の育成・充実に図るため必要と認める物品の中から、区長が別に選定した物とする。

（助成の申請）

第10条 第7条の規定による助成を受けようとする自治町会連合会は、防災資器材助成申請書（第3号様式）により、区長に申請するものとする。

（受領書の提出）

第11条 自治町会連合会は、資器材の助成を受けたときは、速やかに防災資器材受領書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

（資器材の運用）

第12条 防災市民組織は、第4条第1号に掲げる組織の活動を積極的に行い、助成を受けた資器材の効果的な運用を図るように努めなければならない。

（資器材の管理）

第13条 防災市民組織は、資器材の管理状況を明らかにし、その良好な管理に努めなければならない。

（資器材の返還命令）

第14条 区長は、防災市民組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、区が助成した資器材の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、区長が正当な理由があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 資器材を他に譲渡し、又は故意に棄損したとき。
- (2) 法令に違反し、又は信義を損なう行為があったとき。
- (3) 防災市民組織の自主的な活動及び運営ができなくなったとき。

付 則

この要綱は、平成10年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

資料編（参考資料）

66 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

_____ 防災市民組織

代表者 住 所 葛飾区 _____ 丁目 番 号

氏 名 _____

防 災 市 民 組 織 結 成 届

このことについて、下記により防災市民組織を結成したので届出します。

記

1	組織の名称	
2	組織の母体となる自治町会名	
3	組織の規模	
4	組織結成年月	
5	組織編成表	別紙「防災市民組織編成表」のとおり

第2号様式（第3条関係）

防災市民組織編成表

組織名

_____ 防災市民組織

会 長
住所 氏名 TEL ()

副 会 長	副 会 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
副 会 長	副 会 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()

情 報 連 絡 部 部 長	情 報 連 絡 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
防 災 (火) 部 部 長	防 災 (火) 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
救 護 部 部 長	救 護 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
避 難 誘 導 部 部 長	避 難 誘 導 部 副 部 長
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()
住所 氏名 TEL ()	住所 氏名 TEL ()

資料編（参考資料）

66 葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

_____ 防災市民組織

代表者 住 所 葛飾区 _____ 丁目 番 号

氏 名 _____

防 災 市 民 組 織 変 更 届

このことについて、下記により防災市民組織を変更したので届出します。

記

1	組織の名称	
2	組織の母体となる自治町会名	
3	組織の規模	
4	組織変更年月	
5	組織編成表	別紙「防災市民組織編成表」のとおり

67 防災市民組織及び市民消火隊に対する防災資器材格納庫の貸与に関する要綱

67 防災市民組織及び市民消火隊に対する防災資器材格納庫の貸与に関する要綱

昭和59年4月18日

59葛総防発第4号

区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、防災市民組織及び市民消火隊（以下「防災市民組織等」という。）に対し、区が防災資器材格納庫（以下「格納庫」という。）を貸与するために必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 防災市民組織等は、区から格納庫の貸与を受けようとするときは、防災資器材格納庫貸与申請書（第1号様式）により区長に申請するものとする。

(貸与決定等)

第3条 区長は、前条の申請があった場合において、防災市民組織等に格納庫を貸与する必要があると認めたとときは、予算の範囲内で、格納庫を無償で貸与することができる。

2 区長は、前項の決定をしたときは、当該申請をした防災市民組織等に対し、防災資器材格納庫貸与決定通知書（第2号様式）を交付する。

3 区長は、防災市民組織等に格納庫を貸与したときは、防災資器材格納庫借用書（第3号様式）を徴するものとする。

(貸与格納庫)

第4条 区長が防災市民組織等に貸与する格納庫は、全鋼製組立式の物置で、その大きさは約5平方メートル程度のものとし、1防災市民組織等に1棟とする。ただし、区長は防災市民組織等の規模、地域的広がり、資器材の量等を考慮し、必要があると認めたと防災市民組織等には、格納庫の形状・面積を変更し、又は貸与数を加算することができる。

(格納庫の設置場所)

第5条 区長が防災市民組織等に貸与する格納庫の設置場所は、当該貸与決定を受けた防災市民組織等で確保するものとする。ただし、区長は、防災市民組織等で格納庫の設置場所を確保することが著しく困難な場合において、区有地又は区の管理する土地（以下「区有地等」という。）に格納庫を設置しても行政運営上又は財産管理上支障がないと認められるときは、当該区有地等に設置することができる。

(格納庫の譲渡等禁止)

第6条 防災市民組織等は、貸与された格納庫を譲渡し、又は転貸しないものとする。

(格納庫の使用目的)

第7条 防災市民組織等は、貸与された格納庫を防災資器材の保管に使用し、他の目的に使用しないものとする。

(格納庫の維持・管理)

第8条 格納庫の維持・管理は、貸与を受けた防災市民組織等が行うものとする。

2 防災市民組織等は、前項の格納庫の維持・管理に起因して発生した事故については、その責をおうものとする。

(費用負担)

第9条 格納庫の維持・管理に伴う通常が必要経費は、防災市民組織等の負担とする。ただし、区長が特に必要と認めたとときは、この限りではない。

(検査及び指導・助言)

第10条 区長は、必要に応じて随時に防災市民組織等に貸与した格納庫の維持・管理の状況を検査し、適切な指導及び助言を行うものとする。

資料編（参考資料）

6 7 防災市民組織及び市民消防隊に対する防災資器材格納庫の貸与に関する要綱

（格納庫の返還）

第11条 防災市民組織等は、格納庫を必要としなくなったとき、又は使用に耐えなくなったときは、区長に返還するものとする。

2 区長は、防災市民組織等がこの要綱に反して格納庫を使用したときは返還を求めることができる。

3 区長は、区有地等に設置した格納庫について、当該区有地等の管理上格納庫の撤去を必要とする場合は、返還を求めることができる。

（格納庫の貸与期間）

第12条 格納庫の貸与期間は、貸与を決定した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに双方なんらの申出がないときは、さらに1年延長されたものとみなし、以後この例による。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に危機管理・防災担当部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

（様式は掲載省略）

68 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱

68 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、防災市民組織（以下「組織」という。）に対し区が軽可搬消防ポンプ（以下「消防ポンプ」という。）を貸与するために必要な事項を定めることを目的とする。

（申請手続）

第2条 組織が区から消防ポンプの貸与を受けようとするときは、軽可搬消防ポンプ貸与申請書（第1号様式）により、会長が区長に申請するものとする。

（貸与決定等）

第3条 区長は、前条の申請があった場合において、組織に消防ポンプを貸与する必要があると認めたときは、予算の範囲内で消防ポンプを無償で貸与することができる。

2 区長は、前項の決定をしたときは、当該申請をした組織に対し、軽可搬消防ポンプ貸与決定通知書（第2号様式）を交付する。

3 区長は、組織に消防ポンプを貸与したときは、軽可搬消防ポンプ借用書（第3号様式）を徴するものとする。

（貸与消防ポンプの規格等）

第4条 組織に貸与する消防ポンプは、C-1級D-1級消防ポンプで、自治省国家検定合格品又はこれと同等の品とし、世帯数1,500未満の組織については1台、世帯数1,500以上の組織については2台とする。

（消防ポンプの収納場所）

第5条 組織は、貸与された消防ポンプを災害時に容易に搬出でき、かつ第三者に迷惑を及ぼさない場所に収納しなければならない。

（消防ポンプの譲渡等の禁止）

第6条 組織は、貸与された消防ポンプを譲渡し、または転貸してはならない。

（目的以外使用の禁止）

第7条 組織は、貸与された消防ポンプを消火活動及び防災訓練等以外の目的で使用してはならない。

（消防ポンプの維持管理）

第8条 組織は、貸与された消防ポンプ、付属品等の維持管理に万全を期するものとする。

2 前項の消防ポンプ等の維持管理に起因して発生した事故については、組織がその責任を負うものとする。

（費用負担）

第9条 消防ポンプの維持管理に伴う必要経費は、組織の負担とする。ただし、訓練中又は不慮の事故等で消防ポンプが故障した場合の修理は、区の負担で行うものとする。

（調査並びに指導及び助言）

第10条 区長は、貸与した消防ポンプの維持管理の状況を随時に調査し、適切な指導及び助言を行うことができる。

（消防ポンプの返還）

第11条 組織は、消防ポンプを必要としなくなったとき、又は使用に耐えられなくなったときは、速やかに区長に返還しなければならない。

2 区長は、組織がこの要綱に反して消防ポンプを使用した場合は組織に対し、当該消防ポンプの返還を求めることができる。

（消防ポンプの貸与期間）

第12条 消防ポンプの貸与期間は、貸与を決定した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに双方なんらの申出がないときは、さらに1年貸与期間を更新したものとみなし、以後この例による。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に危機管理・防災担当部

資料編（参考資料）

68 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱

長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年1月1日から施行する。

（昭和60年12月23日 60葛総防発第209号 区長決裁）

付 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

（昭和61年10月1日 61葛地地発第140号 区長決裁一部訂正）

（様式は掲載省略）

69 葛飾区被災市街地復興対策に関する条例

平成22年3月29日

条例第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、葛飾区(以下「区」という。)が大規模な地震により被害を受けた場合において、区民(区内の土地又は建物に関し権利を有する者を含む。以下同じ。)、事業者及び区が協働して、被災した市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災した市街地の円滑な復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

- (1) 建築物等建築物及び建築物以外の工作物で葛飾区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- (2) 震災復興事業大規模な地震により被害を受けた市街地(以下「被災市街地」という。)の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。

(復興の理念)

第3条 区民、事業者及び区は、被災市街地の復興に当たっては、協働して災害に強いまちづくりを進めるよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図り、被災後速やかに、被災市街地の復興に関する理念、目標その他の基本的な方針(第11条第1項において「葛飾区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを公表するとともに、区民及び事業者と協働して震災復興事業その他必要な事業を推進するものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、被災市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力するものとする。

第2章 葛飾区震災復興本部

(設置)

第6条 葛飾区長(以下「区長」という。)は、震災復興事業を推進するために必要があると認めるときは、葛飾区震災復興本部(以下この章において「復興本部」という。)を置くことができる。

(組織)

第7条 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、復興本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長及び本部員は、職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

(部の設置及び組織)

第8条 復興本部に部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 部長は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

第3章 被災市街地の復興

(復興対象地区の指定)

第9条 区長は、次の各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

資料編（参考資料）

69 葛飾区被災市街地復興対策に関する条例

(1) 重点復興地区震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新(災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うことをいう。第3号において同じ。)及び都市基盤施設の整備(次号において「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

(2) 復興促進地区震災により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(3) 復興誘導地区震災により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の指定の変更)

第10条 区長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による復興対象地区の指定を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(葛飾区都市復興基本計画の策定)

第11条 区長は、被災後速やかに、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、葛飾区都市復興基本方針に基づき、土地利用の方針、都市施設の整備方針、被災市街地の整備方針その他の震災復興事業を推進するための計画(以下この章において「葛飾区都市復興基本計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、葛飾区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第12条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、葛飾区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。)等の整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、復興誘導地区において、葛飾区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第13条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。ただし、被災市街地の復興のために必要と認められるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第14条 復興対象地区(復興対象地区内に被災市街地復興推進地域を定めたときは、当該被災市街地復興推進地域を除く。)において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出るものとする。

(情報の提供)

第15条 区長は、前条の規定による届出があったときは、災害に強いまちづくりを促進するため、当該届出を行った建築主に対して建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供を行うものとする。

69 葛飾区被災市街地復興対策に関する条例

第4章地域協働復興に関する活動の促進

第16条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、事業者、ボランティア、関係する地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。)に関する活動を促進するとともに、当該活動を行う団体を支援し、当該活動の充実を図るよう努めなければならない。

第5章雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から施行する。

資料編（参考資料）

70 主要官公署等一覧表

70 主要官公署等一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号
区 役 所	葛飾区役所	葛飾区立石 5-13-1	3695-1111
	葛飾区 立 石 地区センター	〃 立石 4-23-17	3693-4181
	〃 東 立 石 〃	〃 東立石 2-15-7	3692-9393
	〃 東四つ木 〃	〃 東四つ木 1-20-4	3692-9351
	〃 四 つ 木 〃	〃 宝町 1-1-22	3693-3811
	〃 堀 切 〃	〃 堀切 3-8-5	3693-5637
	〃 南 綾 瀬 〃	〃 堀切 7-8-22	3604-7126
	〃 お花茶屋 〃	〃 お花茶屋 2-1-12	3603-7031
	〃 亀 有 〃	〃 亀有 3-26-1	3601-6791
	〃 青 戸 〃	〃 青戸 5-20-6	3601-7441
	〃 新小岩北 〃	〃 東新小岩 6-21-1	3694-2711
	〃 新 小 岩 〃	〃 新小岩 2-17-1	3653-7141
	〃 奥 戸 〃	〃 奥戸 3-9-17	3692-9391
	〃 高 砂 〃	〃 高砂 3-1-39	3659-3336
	〃 柴 又 〃	〃 柴又 1-38-2	3607-0397
	〃 新 宿 〃	〃 新宿 4-1-10	3600-6062
	〃 金 町 〃	〃 東金町 1-22-1	3627-5881
	〃 東 金 町 〃	〃 東金町 5-33-6	3607-2171
	〃 水 元 〃	〃 水元 3-13-22	3607-4208
	〃 西 水 元 〃	〃 西水元 5-3-1-101	3607-2161
警 察	警 視 庁 第 七 方 面 本 部	江東区新木場 4-2-31	3521-9148
	〃 葛 飾 警 察 署	葛飾区立石 2-7-9	3695-0110
	〃 亀 有 警 察 署	〃 新宿 4-22-19	3607-0110
消 防	東京消防庁 第七方面本部	江東区森下 5-1-4	3633-0119
	〃 本 田 消 防 署	葛飾区東立石 3-12-7	3694-0119
	〃 金 町 消 防 署	〃 金町 4-15-20	3607-0119
道 路・ 河 川・ 建 設	国土交通省 江戸川河川事務所	千葉県野田市宮崎 134	04-7125-7311
	〃 荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	3902-2311
	〃 東京国道事務所	千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 15・16階	3512-9090
	〃 東京国道事務所 亀有出張所	葛飾区新宿 4-21-1	3600-5541
	〃 首都国道事務所	千葉県松戸市竹ヶ花 86	047-362-4111
	〃 首都国道事務所 金町国道出張所	葛飾区金町 3-48-2	3607-6400
	建設局 第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11	3692-4574
	〃 江東治水事務所		3692-4865
	葛飾区道路補修課	葛飾区立石 4-34-4	5654-9581
	葛飾区道路保全事務所		5654-9590
	葛飾自動車協会	〃 立石 2-6-2 (株) エスエヌ商会内	3691-8829
	首都高速道路(株)東京東局	中央区日本橋箱崎町 43-5	5640-4849

資料編(参考資料)
70 主要官公署等一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号
保 健 ・ 清 掃	保健所	葛飾区青戸 4-15-14	3602-1222
	葛飾年金事務所	〃 立石 3-7-3	3695-2181
	葛飾区医師会	〃 立石 5-15-12	3691-8536
	葛飾区歯科医師会	〃 青戸 7-1-20	3602-0648
	葛飾区薬剤師会	〃 四つ木 1-21-5 佐々木ビル202	3693-0185
	葛飾区柔道接骨師会	〃 東水元 1-11-8	5660-4080
	葛飾区社会福祉協議会	〃 堀切 3-34-1	5698-2411
	赤十字血液センター葛飾出張所	〃 亀有 5-14-15	5682-2801
	葛飾区清掃事務所	〃 立石 5-13-1	3693-6113
	葛飾清掃工場	〃 水元 1-20-1	5660-5389
上 下 水 道 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 電 話	水道局東部第二支所	荒川区南千住 6-40-1	3802-2942
	〃 金町浄水管理事務所	葛飾区金町浄水場 1-1	5660-1171
	〃 葛飾営業所	〃 立石 8-17-4	5671-3192
	下水道局東部第二下水道事務所	〃 小菅 1-2-1	5680-1268
	〃 小菅水再生センター	〃 小菅 1-2-1	5680-1993
	東京電力パワーグリッド(株)上野支社	台東区竜泉 2-18-6	0120-995-007 6375-9803(有 料)
	東京ガス(株) 東部導管事業部	荒川区南千住 3-13-1 東京ガス千住 ビルA館3階	5604-8060
(株)NTT東日本-東京	新宿区北新宿 1-5-1	5688-9409	
交 通	JR東日本(株)首都圏本部	北区東田端 2-20-68	5692-6055
	〃 新小岩駅	葛飾区新小岩 1-45-1	JR 東日本 テレフォンセンター 050-2016-1600
	〃 金町駅	〃 金町 6-4-1	
	〃 亀有駅	〃 亀有 3-25-1	
	JR貨物(株)新小岩操駅	〃 東新小岩 1-18-2	3692-4919
	京成電鉄(株)	千葉県市川市八幡 3-3-1	0570-081-160
	京成堀切菖蒲園駅	葛飾区堀切 5-1-1	3697-4096
	〃 お花茶屋駅	〃 宝町 2-37-1	3694-8744
	〃 青砥駅	〃 青戸 3-36-1	3604-4444
	〃 高砂駅	〃 高砂 5-28-1	3607-1144
	〃 柴又駅	〃 柴又 4-8-14	3657-2619
	〃 金町駅	〃 金町 5-37-9	3607-2620
	〃 立石駅	〃 立石 4-24-1	3691-0838
	〃 四ツ木駅	〃 四つ木 1-1-1	3691-3735
	北総鉄道(株)	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 4-2-3	047-445-7161
	〃 新柴又駅	葛飾区柴又 5-7-1	5693-4488
	都営バス青戸支所	〃 白鳥 1-8-1	3691-2909
	京成バス(株)奥戸営業所	〃 奥戸 2-9-26	3691-0935
	〃 金町営業所	〃 金町 1-12-18	3607-5138
	京成タウンバス(株)	〃 奥戸 2-6-10	5671-0360
(社)東京都トラック協会葛飾支部	〃 青戸 7-19-14	3690-4551	

資料編（参考資料）

70 主要官公署等一覧表

区分	名 称	所 在 地	電話番号
税・法務等	葛飾税務署	葛飾区立石 8-31-6	3691-0941
	葛飾都税事務所	〃 立石 5-13-1	3697-7511
	東京税理士会葛飾支部	〃 立石 7-12-7	3693-0834
	葛飾法人会	〃 立石 7-29-2	3693-3744
	東京拘置所	〃 小菅 1-35-1	3601-2181
	法務局城北出張所	〃 小菅 4-20-24	3603-4305
郵便	日本郵便(株)葛飾郵便局	〃 四つ木 2-28-1	3695-9103
	日本郵便(株)葛飾新宿郵便局	〃 金町 1-8-1	3607-2293
燃料	東京都L P ガス協会葛飾支部	〃 亀有 3-27-31	3690-3350
	東京都石油商業組合葛飾支部	〃 東金町 5-36-13	3600-7951
食糧等	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合葛飾支部	〃 西新小岩 4-14-5	3696-9158
	東京都米穀小売商業組合葛飾支部	〃 立石 4-6-1	3694-8861
	東京都麺類協同組合亀有支部	〃 高砂 8-29-17	3607-0498
	東京都麺類協同組合葛飾支部	〃 立石 1-19-2	3694-0881